

農 第 9 2 9 号
平成 26 年 9 月 26 日

各融資機関の長
各農業協同組合代表理事組合長
島根県信用農業協同組合連合会代表理事理事長
島根県農業信用基金協会会長理事
株式会社日本政策金融公庫松江支店長
各市町村長（就農支援担当課）
隠岐支庁長（農林局農政・普及部）
各農林振興センター所長（各農業普及部）
農業技術センター所長
農林大学校長

様

島根県農林水産部農業経営課長

旧就農支援資金の貸付残高の証明について（通知）

青年等就農資金の貸付に当たっては、同資金基本要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 経営第 3702 号農林水産事務次官依命通知）附則 2 において、同要綱 3 に定める限度額から旧就農支援資金の貸付金残高を減ずることが必要とされています。

旧就農支援資金の貸付金残高の証明については、下記のとおり行いますので、御承知ください。

記

1. 手続きの流れ

- (1) 窓口機関は、認定新規就農者（個人）より借入申込希望書の提出を受けた際、旧青年等の就農促進のための貸付け等に関する特別措置法に規定する認定就農者の認定の有無を確認し、認定を受けている旨の申告があった場合は、別紙様式により県農林水産部農業経営課あて残高照会を行う。
- (2) 照会を受けた農業経営課は、速やかに参考様式により窓口機関へ回答する。

2. 注意事項

- (1) 証明を行うのは、上記 1.(1) に該当する者に限る。
- (2) 該当しない者（法人、旧法での認定を受けたことがない個人）についての証明は行わないので、照会もしないこと。
- (3) この取扱いは、平成 31 年 9 月末日までとする。

(参考) 青年等就農資金基本要綱 (抄)

附 則

- 2 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号）附則第 9 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する旧就農支援資金（同法第 4 条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 2 号）第 2 条第 2 項第 2 号の経営を開始するのに必要な資金に限る。）の貸付金残高を有する者の第 3 の 3 の貸付金の最高限度額については、3,700 万円から当該貸付金残高を減ずる。

(別紙様式)

平成 年 月 日

島根県農林水産部農業経営課長 様

(窓口機関)

所在地

名 称

代表者

㊟

旧就農支援資金の貸付残高について (照会)

下記の者から青年等就農資金の貸付申込がありましたので、旧就農支援資金の貸付残高の証明をお願いします。

記

住 所	
氏 名	

(窓口機関連絡先)

所 属	
職名・氏名	
電 話 番 号	

(参考様式)

農 第 号
平成 年 月 日

(窓口機関) あて

島根県農林水産部農業経営課長

旧就農支援資金の貸付残高について (回答)

平成 年 月 日付けで照会のあったこのことについては、下記のとおりです。

記

住 所	
氏 名	
貸付残高	